

令和3年松前町条例第13号

松前町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡本 靖

松前町議会委員会条例の一部を改正する条例

松前町議会委員会条例（平成元年松前町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 省略 (1) 総務産業建設常任委員会 7人 ア・イ 省略 ウ <u>出納局</u> の所管に属する事項 エ 省略 オ <u>公営企業部の所管に属する事項</u> カ 省略 キ 省略 (2)～(4) 省略	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 省略 (1) 総務産業建設常任委員会 7人 ア・イ 省略 ウ <u>会計課</u> の所管に属する事項 エ 省略 カ 省略 キ 省略 (2)～(4) 省略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。